

和歌山大学学則（案）

制 定 平成16年 4月 1日
法人和歌山大学規程第 1 号
最終改正 平成 年 月 日

第1章 総則

（目的及び使命）

第1条 国立大学法人和歌山大学が設置する和歌山大学（以下「本学」という。）は、学術文化の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を研究、教授し、知的、道德的及び応用的能力を展開させることを目的とし、社会に寄与する有為な人材を育成することを使命とする。

（適用）

第2条 この学則は、本学の学部、大学院及び専攻科の学生のほか、本学に在学するすべての学生に適用する。

第2章 共通事項

（趣旨）

第3条 この章においては、本学に在学するすべての学生に共通する事項について定める。

（学年暦）

第4条 学年は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（学期）

第5条 学年は、次の2期に分ける。

第1学期 4月1日から9月30日まで

第2学期 10月1日から翌年3月31日まで

（休業日）

第6条 休業日は、次のとおりとする。

（1） 日曜日及び土曜日

（2） 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

（3） （削除）

（4） 春季休業 3月16日から3月31日まで

（5） 夏季休業 8月7日から9月18日まで

（6） 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

2 学長は、必要に応じ、臨時の休業日を定めることができる。

（入学）

第7条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

（宣誓）

第8条 入学を許可された者は、入学に際し所定（別記様式第1）の方式によって宣誓しなければならない。

（退学）

第9条 学生が退学しようとするときは、その事由を申出て学長の許可を受けなければなら

学則

ない。

(除籍)

第10条 次の各号の一に該当する者は、審議のうえ、これを除籍する。

- (1) 疾病その他の事由により成業の見込みがない者
- (2) 第16条第2項、第57条及び第94条に規定する在学期間を超えた者
- (3) 第39条第3項、第83条第4項、同条第5項及び第104条に規定する休学期間を超えた者
- (4) 入学料の免除を申請し許可されなかつた者及び入学料の一部を免除された者並びに入学料の徴収猶予を申請し許可されなかつた者であつて所定の期限までに入学料を納付しない者
- (5) 入学料の徴収を猶予された者であつて所定の期間内に入学料を納付しない者
- (6) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (7) その他本学に納付すべき金員納付の義務を怠る者

(復籍)

第10条の2 第10条第6号の規定により除籍した者から、復籍の願い出があつたときは、復籍を許可することができる。

(懲戒)

第11条 本学の規則に違背し、その他学生の本分に反する行為があつたときは、学長は、これを懲戒する。

2 懲戒の手續に関する規則は、別に定める。

第12条 懲戒は、懲戒除籍、停学、戒告、嚴重注意とする。

第13条 懲戒除籍は、次の各号の一に該当する場合に限る。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる場合
- (2) 正当の理由がなく出席が常でない場合
- (3) 大学の秩序を乱し、譴責若しくは停学にもかかわらずなお改悛の見込みのない場合

第3章 学部

(趣旨)

第14条 この章においては、学部に関する事項について定める。

(学科又は課程及び収容定員)

第15条 各学部に置く学科又は課程及びその収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科又は課程	入学定員	3年次編入学定員	収容人員
教育学部	学校教育教員養成課程 教育科学コース 教科教育コース 児童教育コース	145		580
	総合教育課程 文化研究プログラム 環境教育プログラム	40		160

	計	185		740
経済学部	経済学科	110	4	448
	ビジネスマネジメント学科	110	4	448
	市場環境学科	110	2	444
	計	330	10	1,340
システム工学部	情報通信システム学科	57	20	228
	光メカトロニクス学科	57		228
	精密物質学科	57		228
	環境システム学科	57		228
	デザイン情報学科	57		228
	計	285	20	1,180
観光学部	観光経営学科	60		240
	地域再生学科	50		200
	計	110		440
合	計	910	30	3,700

(修業年限及び在学期間)

第16条 修業年限は、4年とする。

2 在学期間は、8年を超えることができない。ただし、第21条から第24条までの規定により入学を許可された者は、それぞれの場合の在学すべき年数の2倍に相当する年数をを超えることができない。

(入学資格)

第17条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者（昭和23年文部省告示第47号）
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(出願手続)

第18条 入学志願者は、所定の期日までに願書に添えて検定料を納付しなければならない。

2 納付された検定料は、返還しない。ただし、第2次の学力検査等において、出願書類等

学則

による選抜（以下この項において「第1段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下この項において「第2段階目の選抜」という。）を行った場合において、第1段階目の選抜で不合格となった者については、当該者が所定の期日内に返還請求を行った場合に限り、第2段階目の選抜に係る検定料相当額を返還するものとする。また、個別学力検査出願受付後に大学入試センター試験受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した者についても、当該者が所定の期日内に返還請求を行った場合に限り、第2段階目の選抜に係る検定料相当額と同額を返還するものとする。

（選抜方法）

第19条 前条の入学志願者については、学力検査その他の方法により入学者の選抜を行う。

（入学手続）

第20条 本学の入学者の選抜に合格した者は、所定の期日までに、所定の必要書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者（入学料の免除許可申請中及び徴収猶予申請中の者を含む。）に入学を許可する。

（再入学）

第21条 退学した者又は除籍された者が再入学を願い出たときは、選考のうえ、当該学部教授会の議を経て、相当年次への再入学を許可することがある。

（転入学）

第22条 他の大学から転入学を希望するものがあるときは、選考のうえ、当該学部教授会の議を経て、相当年次への転入学を許可することがある。

2 転入学者は、本学を卒業するために必要な専門教育科目の単位のうち36単位以上を卒業前に本学に継続在籍して修得しなければならない。

（編入学）

第23条 次の各号の一に該当する者で、編入学を志願する者があるときは、第15条に規定する収容定員に欠員がある場合に限り、学部教授会の定めるところにより選考のうえ、当該学部教授会の議を経て、相当年次への編入学を許可することがある。

（1） 大学を卒業又は退学した者

（2） 短期大学、高等専門学校、旧国立工業教員養成所又は旧国立養護教諭養成所を卒業した者

（3） 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

（4） 外国において、第1号に相当する課程を修了した者

（5） 外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）

（6） 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）

（7） 学校教育法施行規則附則第7条の規定に該当する者

（8） 本学において、個別の入学資格審査により、第1号に規定する者と同等以上の学

力があると認められた者で、所定の年齢に達したもの

第24条 次の各号の一に該当する者で、経済学部又はシステム工学部の第3年次に編入学を志願する者があるときは、選考のうえ、当該学部教授会の議を経て、入学を許可する。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (3) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (4) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (5) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）
- (6) 外国において、第1号に相当する課程を修了した者又は第3号に相当する者（当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者に限る。）
- (7) 外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、前各号に掲げる者と同等以上の学力があると認められた者で、20歳に達したもの

（入学料の免除又は徴収猶予）

第25条 第19条及び第21号から第24条の規定により入学した者が特別の事情ある場合は、第20条の規定にかかわらず、別に定めるところにより入学料の全部又は一部を免除あるいは徴収を猶予することがある。

第26条 再入学、転入学、編入学により入学を許可された者のすでに履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、当該学部教授会において定める。

（授業科目及び単位数）

第27条 授業科目は、基礎教育科目及び専門教育科目に区分する。

2 基礎教育科目は、共通科目、教養科目及び基礎科目とする。

- (1) 共通科目とは、専攻分野にかかわらず共通に必要な科目をいう。
- (2) 教養科目とは、専攻分野に偏らない知識を持ち、総合的視野に立って判断する力を養成する科目をいう。
- (3) 基礎科目とは、専攻分野の科目を履修するために修得が望ましい科目をいう。

3 専門教育科目は、専門科目及び基礎専門科目とする。

- (1) 専門科目とは、専攻分野の科目をいう。
- (2) 基礎専門科目とは、専門分野の学習に特に必要と学部が指定した基礎的な専門教育科目をいう。

4 各学部が設ける授業科目とその単位数は、学部規則において定める。

（授業、課程履修）

第28条 各学部の授業及び課程履修の方法は、学部規則において定める。

（他学部の授業科目の履修）

第29条 学生は、その所属学部長を経て他の学部長の許可を得た場合に限り、当該学部の

学則

専門科目を履修し、その単位を修得することができる。この場合、修得した単位は、学部規則の定める修得すべき単位数に算入することができる。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第30条 本学において教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生は、所属学部長の許可を得て当該他の大学又は短期大学の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により学生が他の大学又は短期大学において修得した単位は、60単位を超えない範囲で、所属学部教授会の議を経て、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。この場合、修得した単位は、学部規則の定める修得すべき単位数に算入することができる。

3 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第31条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修（平成3年文部省告示第68号）を所属学部教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第2項の修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。この場合、修得した単位は、学部規則の定める修得すべき単位数に算入することができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第32条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、所属学部教授会の議を経て、本学における入学後の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、当該学部教授会の議を経て、本学における入学後の授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学で修得した単位以外のものについては、第30条第2項並びに前条第2項により本学において修得したものとみなす単位と合わせて60単位を超えない範囲とし、学部規則の定める修得すべき単位数に算入することができる。

(卒業)

第33条 本学を卒業するためには4年（第21条から第24条の規定により入学を許可された者については、それぞれの場合の在学すべき年数）以上在学し、学部規則の定めるところにより基礎教育科目及び専門教育科目を合わせ124単位以上を修得しなければなら

ない。ただし、必要により学部規則において修得すべき単位数を125単位以上とすることができる。

- 2 授業科目単位の基準及び単位修得の判定は、別に定める。
- 3 学長は、第1項の規定により単位を修得した者には、学部教授会の議を経て、卒業を認定する。

(早期卒業)

第34条 学長は、前条及び第16条第1項の規定にかかわらず、本学に3年以上在学し、当該学部の定める卒業の要件とする単位を優秀な成績をもつて修得したと認められる場合には、学部教授会の議を経て、卒業を認定することができる。

- 2 前項による卒業に関し必要な事項は、別に定める。

(学位の授与)

第35条 学長は、卒業の認定をした者に学士の学位を授与する。

- 2 学位に関する事項は、国立大学法人和歌山大学学位規程（以下「本学学位規程」という。）の定めるところによる。

(教育職員免許状)

第36条 教育職員免許状取得の所要資格を得ようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所定の単位を修得しなければならない。

- 2 本学において、当該所要資格を取得できる教育職員の普通免許状の種類及び教科は、別表第1のとおりとする。
- 3 前2項に規定する教育職員免許状取得の所要資格に係る単位の修得方法その他必要な事項は、別に定める。

(転学部)

第37条 本学において一の学部から他の学部へ転ずることを希望する者があるときは、欠員のある場合に限り選考のうえこれを許可することができる。

(留学)

第38条 本学において教育上有益と認められるときは、学生は、学長の許可を得て、外国の大学又は短期大学に留学することができる。

- 2 第30条第2項の規定は、前項の規定により学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。
- 3 第1項の規定により留学した期間は、在学期間に算入するものとする。
- 4 留学に関する事項は、別に定める。

(休学)

第39条 疾病その他の事由により修学を中止しようとする者は、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 休学は、1年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、学長の許可を得てなお引き続き休学することができる。
- 3 休学期間は、通算して4年を超えることができない。
- 4 休学期間内において復学しようとするときは、その旨を届出なければならない。
- 5 休学した期間は、在学した期間に算入しない。

学則

(授業料の納付)

第40条 授業料は、前期及び後期の2期に区分し年額の2分の1を所定の期日までに納付しなければならない。ただし、特別の事由のある者については、分納を許可することができる。

2 前項の規定にかかわらず、納付する者から申出があつたときは、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付するものとする。

3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに申出て、納付することができる。

第41条 納付された授業料は、返還しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

(1) 前条第2項の規定により授業料を納付した者が、後期に係る授業料納付時期前に休学又は退学したときは、納付した者の申出に基づき後期に係る授業料相当額を返還するものとする。

(2) 前条第3項の規定により授業料を納付した者が、入学年度開始前に入学を辞退したときは、納付した者の申出に基づき当該授業料相当額を返還するものとする。

第42条 停学を命ぜられた者は、その期間中に対しても、授業料を納付しなければならない。

(寄宿料等の納付)

第43条 寄宿料及び国際交流会館使用料(以下「寄宿料等」という。)は、所定の期日までに納付しなければならない。

2 納付した寄宿料等は返還しない。ただし、寄宿料等を納付した者が、当該月の前月末日までに退居した場合は、納付した者の申出に基づき当該寄宿料等相当額を返還するものとする。

(授業料及び寄宿料等の免除及び徴収猶予)

第44条 授業料及び寄宿料等の免除及び徴収猶予に関する事項は、別に定める。

(授業料等の額)

第45条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料等の額は、別に定める。

(科目等履修生)

第46条 本学の学生以外の者で、本学が開設する授業科目の中から一又は複数の科目を履修することを希望する者があるときは、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第47条 他の大学、短期大学又は外国の大学の学生が、本学において特定の授業科目を履修することを希望するときは、当該大学、当該短期大学又は当該外国の大学との協議に基づき、所定の手続を経て特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 前項の履修に関する事項は、学部教授会が定める。

(研究生)

第48条 特定の事項に関し教官の個人指導を受けて研究に従事しようとする者があるときは、選考のうえ、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関する事項は、別に定める。

(外国人特別学生)

第49条 外国人で、第7条本文及び第17条から第20条までの規定によらないで、別に本学に入学を志望する者があるときは、選考のうえ、外国人特別学生として入学を許可することができる。

2 外国人特別学生に関する事項は、別に定める。

第4章 大学院

(趣旨)

第50条 この章においては、大学院に固有の事項について定める。

(研究科、専攻及び課程)

第51条 本学大学院に置く研究科、専攻及び課程は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程名
教育学研究科	学校教育専攻 教科教育専攻	修士課程
経済学研究科	経済学専攻 経営学専攻 市場環境学専攻	修士課程
システム工学研究科	システム工学専攻	博士課程
観光学研究科	観光学専攻	修士課程

2 システム工学研究科に置く博士課程は、前期2年（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、課程の修了要件、課程の修了者に対する学位の授与その他関連する規定の適用等において修士課程として取り扱うものとする。

(修士課程の目的)

第52条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

(博士課程の目的)

第53条 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(入学定員及び収容定員)

第54条 研究科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程・博士前期課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
教育学研究科	学校教育専攻	12	24	—	—
	教科教育専攻	33	66	—	—
	計	45	90	—	—
経済学研究科	経済学専攻	19	38	—	—
	経営学専攻	13	26	—	—

学則

	市場環境学専攻	10	20		
	計	42	84		
システム工学研究科	システム工学専攻	129	258	8	24
観光学研究科	観光学専攻	5	10		
合計		221	442	8	24

(教員組織)

第55条 本学大学院の授業及び研究指導は、各研究科及び専攻の教育課程に応じ、教育研究上適格性のある教員を配置する。

2 各研究科において、教育研究上支障を生じない場合には、学部及び学内共同教育研究施設等の教員を配置することができる。

3 前2項に規定する教員の配置は、各研究科において別に定める。

(標準修業年限)

第56条 修士課程及び博士前期課程の標準修業年限は、2年とし、博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

2 前項の規定にかかわらず、修士課程においては主として実務の経験を有すると認める者に対しては、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

3 前項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることに関する必要事項は、研究科ごとに別に定める。

(在学期間)

第57条 修士課程及び博士前期課程の学生は、4年、博士後期課程の学生は、6年を超えて在学することができない。

2 前項の規定にかかわらず、第75条の2の規定により、計画的な履修を認められた学生の在学期間は、研究科ごとに別に定める。

(修士課程及び博士前期課程への入学資格)

第58条 修士課程及び博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条第1項に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- (8) 大学に3年以上在学し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって

修得したものと認めた者

(9) 本学大学院の定めるところにより、外国において学校教育における15年の課程を修了し、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了し、若しくは我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

(10) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

(博士後期課程への入学資格)

第59条 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 学校教育法第104条第1項に規定する修士の学位若しくは文部科学大臣の定める学位を有する者

(2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）

(6) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(出願手続)

第60条 入学志願者は、所定の期日までに入学願書に検定料及びその他必要な書類を添えて、学長に提出しなければならない。

2 納付された検定料は、返還しない。

(入学者の選考)

第61条 入学者の選考の方法、時期等については、各研究科において別に定める。

(入学手続及び入学許可)

第62条 前条の選考に合格した者は、所定の期日までに必要な書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者（入学料の免除許可申請中及び徴収猶予申請中の者を含む。）に入学を許可する。

3 納付された入学料は、返還しない。

(再入学)

第63条 退学した者及び除籍された者が、再入学を願い出た場合は、学長は、各研究科会議の議を経て、許可することがある。

(転学・転入学)

学則

第64条 他大学院に転学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

2 学長は、他大学院から本学大学院に転入学しようとする者がいるときは、欠員のある場合に限り、各研究科会議の議を経て、許可することがある。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第65条 第61条、第63条及び第64条の規定により入学した者が特別の事情ある場合は、第62条の規定にかかわらず、別に定めるところにより入学料の全部又は一部を免除あるいは徴収を猶予することがある。

(博士後期課程への進学)

第66条 本学大学院修士課程又は博士前期課程を修了して、引き続き博士後期課程に進学を志願する者に対しては、選考のうえ、当該研究科会議の議を経て当該研究科長が進学を許可する。

(進学出願手続)

第67条 進学を志願する者は、所定の期日までに当該研究科長に必要な書類を提出しなければならない。

(授業及び研究指導)

第68条 本学大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

(授業科目)

第69条 本学大学院には、専攻に応じ、教育上必要な授業科目を開設する。

2 授業科目については、各研究科において別に定める。

(履修方法)

第70条 研究科の授業科目の内容及び単位数、研究指導の内容並びにこれらの履修方法は、各研究科において別に定める。

(単位の認定)

第71条 履修した授業科目の単位の認定は、試験又は研究報告等により行う。

(本学大学院の他の研究科又は他の大学の大学院における授業科目の履修)

第72条 各研究科において教育上有益と認めるときは、本学大学院の他の研究科（以下「他研究科」という。）又は他の大学の大学院（以下「他大学院」という。）との協議に基づき、他研究科又は他大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により修得した単位は、各研究科の定めるところにより、当該研究科において修得したものとみなすことができる。ただし、他大学院において履修した授業科目については10単位を超えない範囲とする。

(他大学院又は研究所等における研究指導)

第73条 各研究科において教育上有益と認めるときは、他大学院又は研究所等との協議に基づき、当該他大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生においては、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第74条 各研究科において教育上有益と認めるときは、学生が当該研究科に入学する前に本学大学院及び他大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得

した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学大学院で修得した単位以外のものについては、第72条第2項により他大学院において履修した授業科目の本学大学院において修得したものとみなす単位と合わせて10単位を超えない範囲とし、各研究科の定めるところにより、修了要件に算入することができる。

（教育方法の特例）

第75条 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

（長期にわたる教育課程の履修）

第75条の2 学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

- 2 前項の規定により計画的な履修を認められた学生（以下「長期履修学生」という。）に関する必要事項は、研究科ごとに別に定める。

（修士課程の修了要件）

第76条 修士課程を修了するためには、当該課程に第56条の規定による標準修業年限以上在学し、専攻ごとの授業科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、各研究科の定めるところにより、優れた業績を上げたと認められる者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の場合において、修士課程の目的に応じ各研究科会議において適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもつて学位論文の審査に代えることができる。

（博士前期課程の修了要件）

第77条 博士前期課程を修了するためには、当該課程に2年以上在学し、専攻ごとの授業科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、研究科の定めるところにより、優れた業績を上げたと認められる者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の場合において、博士前期課程の目的に応じ研究科会議において適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもつて学位論文の審査に代えることができる。

（博士後期課程の修了要件）

第78条 博士後期課程を修了するためには、当該課程に3年以上在学し、専攻の授業科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、優れた研究業績を上げたと認められる者の在学期間に関しては、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。ただし、第76条第1項ただし書及び第77条第1項ただし書の規定に該当する者の在学期間に関しては、博士後期課程に

学則

修士課程又は博士前期課程における在学期間を加えて3年以上在学すれば足りるものとする。

(修了の認定)

第79条 修士課程、博士前期課程及び博士後期課程修了の認定は、研究科会議が行う。

2 学位論文の審査及び最終試験については、本学学位規程の定めるところによる。

(学位の授与)

第80条 学長は、修士課程及び博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

2 学長は、博士後期課程を修了した者又は本学大学院の行う学位論文の審査及び試験に合格し、かつ、本学大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有すると認定された者には、博士の学位を授与する。

3 その他学位に関する事項は、本学学位規程の定めるところによる。

(教育職員の免許状授与の所要資格の取得)

第81条 教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学大学院において取得できる教育職員の免許状の種類及び免許教科は、別表第2のとおりとする。

(留学)

第82条 外国の大学院等に留学を希望する者は、学長の許可を得なければならない。

2 留学の期間は、在学期間に算入することができる。

3 留学の期間は、1年を超えることができない。

4 留学により修得した単位は、各研究科の定めるところにより、当該研究科において修得したものとみなすことができる。

(休学)

第83条 疾病その他やむを得ない理由により、修学できない場合は、学長の許可を得て、休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でない認められる者については、学長は、休学を命ずることができる。

3 休学は、1年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、学長の許可を得てなお引き続き休学することができる。

4 休学の期間は、修士課程及び博士前期課程においては、通算して2年を超えることができない。

5 休学の期間は、博士後期課程においては、通算して3年を超えることができない。

6 休学の理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

7 休学の期間は、在学した期間に算入しない。

(授業料の納付)

第84条 授業料は、前期及び後期の2期に区分し年額の2分の1を所定の期日までに納付しなければならない。ただし、特別の事情のある場合は、分納を許可することがある。

2 前項の規定にかかわらず、納付する者から申出があつたときは、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに申出て、納付することができる。

第85条 納付された授業料は、返還しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

(1) 前条第2項の規定により授業料を納付した者が、後期に係る授業料納付時期前に休学又は退学したときは、納付した者の申出に基づき後期に係る授業料相当額を返還するものとする。

(2) 前条第3項の規定により授業料を納付した者が、入学年度開始前に入学を辞退したときは、納付した者の申出に基づき当該授業料相当額を返還するものとする。

第86条 停学を命ぜられた者は、その期間中に対しても、授業料を納付しなければならない。

(授業料の免除及び徴収猶予)

第87条 授業料の免除及び徴収猶予は別に定めるところによる。

(授業料等の額)

第88条 検定料、入学料及び授業料の額は、別に定める。

(科目等履修生、研究生、外国人学生、特別研究学生及び特別聴講学生)

第89条 本学大学院に科目等履修生、研究生、外国人学生、特別研究学生及び特別聴講学生の制度を置く。

2 前項の制度に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 専攻科

(趣旨)

第90条 この章においては、特別支援教育特別専攻科（以下「特別専攻科」という。）に固有の事項について定める。

(目的)

第91条 特別専攻科は、特別支援教育の充実に資するため、主として現職教員を対象として特別支援教育に関する専門の事項を教授し、特別支援教育に対する深い理解と優れた資質を備えた指導的人材を養成することを目的とする。

(専攻及び入学定員)

第92条 特別専攻科の専攻、コース及び入学定員は、次のとおりとする。

専攻名	コース名	入学定員
発達障害教育専攻	特別支援教育コーディネーターコース	10

(修業年限)

第93条 特別専攻科の修業年限は、1年とする。

(在学期間)

第94条 特別専攻科の在学期間は、2年を超えることができない。

(履修方法)

第95条 現職教員等にあつては、教育課程を2年にわたり履修することができる。

(入学資格)

第96条 特別専攻科の特別支援教育コーディネーターコースに入学することができる者は、

学則

次の各号の一に該当する者で、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有する者とする。

- (1) 学校教育法第83条第1項に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校制度において位置づけられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- (8) その他特別専攻科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同以上の学力があると認められた者

（出願手続）

第97条 入学志願者は、所定の期日までに入学願書に検定料及びその他必要な書類を添えて、願出しなければならない。

（入学者の選考）

第98条 入学者の選考の方法は、教育学部教授会において定める。

（入学の許可）

第99条 前条の選考に合格した者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の手続きを完了した者に入学を許可する。

（入学料の免除及び徴収猶予）

第100条 前条第1項の規定にかかわらず、別に定めるところにより入学料の全部又は一部を免除あるいは徴収を猶予することがある。

（教育課程）

第101条 特別専攻科の教育課程に関する事項は、別に定める。

（修了）

第102条 特別専攻科に1年以上在学し、所定の教育課程を履修して31単位以上を修得した者には、教育学部教授会の議を経て、学長が修了を認定する。

2 学長は、修了を認定した者に修了証書（別記様式第2）を授与する。

（教育職員免許状）

第103条 特別専攻科において、教員の免許状授与の所要資格を取得できる課程認定を受けた免許状の種類は、別表第3とおりとす。

（休学）

第104条 特別専攻科の学生の休学は、通算1年を超えることはできない。

(授業料の納付)

第105条 授業料は、前期及び後期の2期に区分し年額の2分の1を所定の期日までに納付しなければならない。ただし、特別の事情のある場合は、分納を許可することがある。

2 前項の規定にかかわらず、納付する者から申出があつたときは、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに申出て、納付することができる。

第106条 納付された授業料は、返還しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

(1) 前条第2項の規定により授業料を納付した者が、後期に係る授業料納付時期前に休学又は退学したときは、納付した者の申出に基づき後期に係る授業料相当額を返還するものとする。

(2) 前条第3項の規定により授業料を納付した者が、入学年度開始前に入学を辞退したときは、納付した者の申出に基づき当該授業料相当額を返還するものとする。

第107条 停学を命ぜられた者は、その期間中に対しても、授業料を納付しなければならない。

(授業料等の額)

第108条 検定料、入学料及び授業料の額は、別に定める。

(授業料の免除及び徴収猶予)

第109条 授業料の免除及び徴収猶予は、別に定めるところによる。

第6章 その他

(公開講座)

第110条 本学に公開講座を設ける。

2 公開講座に関する事項は、別にこれを定める。

(開放授業)

第111条 学部の授業を一般市民等に開放する(以下「開放授業」という。)ことができる。

2 開放授業に関する事項は、別にこれを定める。

附 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 第34条の規定は、平成15年3月31日以前に入学した学生及び平成15年3月31日以前に入学した学生の属する年次に編入学又は再入学した学生には適用しない。

附 則(平成16年7月23日一部改正：法人和歌山大学規程第317号)

この改正学則は、平成16年7月23日から施行する。

附 則(平成16年11月26日一部改正：法人和歌山大学規程第343号)

この改正学則は、平成16年11月26日から施行する。

附 則(平成16年12月24日一部改正：法人和歌山大学規程第375号)

この改正学則は、平成16年12月24日から施行する。

附 則(平成17年5月27日一部改正：法人和歌山大学規程第431号)

この改正学則は、平成17年5月27日から施行する。

学則

附 則（平成17年10月28日一部改正：法人和歌山大学規程第458号）

この改正学則は、平成17年10月28日から施行し、平成17年9月9日から適用する。ただし、第17条の改正規定は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成18年2月24日一部改正：法人和歌山大学規程第469号）

この改正学則は、平成18年2月24日から施行する。

附 則（平成18年5月26日一部改正：法人和歌山大学規程第526号）

この改正学則は、平成18年5月26日から施行し、平成17年10月1日から適用する。ただし、法人和歌山大学規程第458号及び第469号により改正された条項については、その適用までの間は、なお従前の例による。

附 則（平成18年9月26日一部改正：法人和歌山大学規程第529号）

この改正学則は、平成18年9月26日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年2月25日一部改正：法人和歌山大学規程第545号）

- 1 この改正学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 経済学部経済学科、ビジネスマネジメント学科及び市場環境学科の58期以前の学生については、改正後の第15条及び別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月21日一部改正：法人和歌山大学規程第713号）

- 1 この改正学則は、平成20年3月21日から施行する。ただし、観光学部の設置及び学校教育法等の改正に伴う第15条、23条、24条、58条、59条、第96条及び附則（平成19年2月25日一部改正：法人和歌山大学規程第545号）第3項の改正については、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日現在、経済学部観光学科に在籍する学生は、平成20年4月1日付けをもって観光学部に移籍するものとする。
- 3 改正後の第15条に定める収容定員は、同条の規定に関わらず、平成20年度から22年度までは、次のとおりとする。

学部	学科又は課程	平成20年度	平成21年度	平成22年度
教育学部	学校教育教員養成課程	445	490	535
	教育科学コース	(105)	(70)	(35)
	教科教育コース	(195)	(130)	(65)
	児童教育コース			
	総合教育課程	40	80	120
	文化研究プログラム			
	環境教育プログラム			
	国際文化課程	135	90	45
	自然環境教育課程	90	60	30
	生涯学習課程	75	50	25
	計	785	770	755
経済学部	経済学科	488	468	448
	昼間主コース	(448)	(448)	
	夜間主コース	(40)	(20)	
	ビジネスマネジメント学科	488	468	448
	昼間主コース	(448)	(448)	

	夜間主コース	(40)	(20)	
	市場環境学科	484	464	444
	昼間主コース	(444)	(444)	
	夜間主コース	(40)	(20)	
	計			1,340
	昼間主コース	1,340	1,340	
	夜間主コース	120	60	
システム工学部	情報通信システム学科	237	234	231
	光メカトロニクス学科	237	234	231
	精密物質学科	237	234	231
	環境システム学科	237	234	231
	デザイン情報学科	237	234	231
	計	1,225	1,210	1,195
観光学部	観光経営学科	100	160	220
	地域再生学科	90	140	190
	計	190	300	410
合計		3,660	3,680	3,700

() 内は、内数

4 平成20年3月31日以前に入学した学生及び平成20年3月31日以前に入学した学生の属する年次に編入学又は再入学した学生については、改正後の別表第1の規定に関わらず、なお従前の例による。

附 則（平成20年4月25日一部改正：法人和歌山大学規程第806号）
この改正学則は、平成20年4月25日から施行する。

附 則（平成20年7月25日一部改正：法人和歌山大学規程第851号）
この改正学則は、平成21年4月1日から施行する。

- 附 則（平成21年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第906号）
- この改正学則は、平成21年4月1日から施行する。
 - 改正後の第54条に定める収容定員は、同条の規定に関わらず、平成21年度から22年度までは、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成21年度		平成22年度	
		修士課程・博士前期課程	博士後期課程	修士課程・博士前期課程	博士後期課程
教育学研究科	学校教育専攻	24		24	
	教科教育専攻	66	—	66	—
	計	90		90	
経済学研究科	経済学専攻	44		44	
	経営学専攻	30		30	
	市場環境学専攻	20		20	
	計	94		94	
システム工学研究科	システム工学専攻	246	40	258	32
合計		430	40	442	32

附 則（平成 年 月 日一部改正：法人和歌山大学規程第 号）

学則

- 1 この改正学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第54条に定める収容定員は、同条の規定に関わらず、平成23年度は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成23年度	
		修士課程・博士前期課程	博士後期課程
教育学研究科	学校教育専攻	24	—
	教科教育専攻	66	
	計	90	
経済学研究科	経済学専攻	41	—
	経営学専攻	28	
	市場環境学専攻	20	
	計	89	
システム工学研究科	システム工学専攻	258	24
観光学研究科	観光学専攻	5	—
合計		442	24

別表第1（第36条関係）

学部	学科名等	免許状の種類	免許教科	備考
教育学部	学校教育教員養成課程 教育科学コース 教科教育コース 児童教育コース	幼稚園教諭一種免許状		
		小学校教諭一種免許状		
		中学校教諭一種免許状	国語	
		中学校教諭一種免許状	社会	
		中学校教諭一種免許状	数学	
		中学校教諭一種免許状	理科	
		中学校教諭一種免許状	音楽	
		中学校教諭一種免許状	美術	
		中学校教諭一種免許状	保健体育	
		中学校教諭一種免許状	技術	
		中学校教諭一種免許状	家庭	
		中学校教諭一種免許状	英語	
		高等学校教諭一種免許状	国語	
		高等学校教諭一種免許状	地理歴史	
		高等学校教諭一種免許状	公民	
		高等学校教諭一種免許状	数学	
		高等学校教諭一種免許状	理科	
		高等学校教諭一種免許状	音楽	
		高等学校教諭一種免許状	美術	
		高等学校教諭一種免許状	工芸	
		高等学校教諭一種免許状	書道	
高等学校教諭一種免許状	保健体育			
高等学校教諭一種免許状	家庭			
高等学校教諭一種免許状	農業			

		高等学校教諭一種免許状 特別支援学校教諭一種免許状 (知的障害者に関する教育の領域) (肢体不自由者に関する教育の領域) (病弱者に関する教育の領域)	英語	
経済学部	経済学科	高等学校教諭一種免許状	商業	
	ビジネスマネジメント学科	高等学校教諭一種免許状	商業	
	市場環境学科	高等学校教諭一種免許状	商業	
システム工学部	情報通信システム学科	高等学校教諭一種免許状	工業	
	光メカトロニクス学科	高等学校教諭一種免許状	工業	
	精密物質学科	高等学校教諭一種免許状	工業	
	環境システム学科	高等学校教諭一種免許状	工業	
	デザイン情報学科	高等学校教諭一種免許状	工業	

別表第2 (第81条関係)

研究科名	専攻名	免許状の種類	免許教科
教育学研究科	学校教育専攻	小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 保健, 技術, 家庭, 英語
		高等学校教諭専修免許状	国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 工芸, 書道, 保健体育, 保健, 家庭, 農業, 英語
		幼稚園教諭専修免許状	
		特別支援学校教諭専修免許状 (知的障害者に関する教育の領域) (肢体不自由者に関する教育の領域) (病弱者に関する教育の領域)	
	教科教育専攻	小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 保健, 技術, 家庭, 英語
		高等学校教諭専修免許状	国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 工芸, 書道, 保健体育, 保健, 家庭, 英語
		幼稚園教諭専修免許状	
	システム工学研究科	システム工学専攻	高等学校教諭専修免許状

別表第3 (第103条関係)

専攻名	免許状の種類
発達障害教育専攻	特別支援学校教諭一種免許状 (知的障害者に関する教育の領域) (肢体不自由者に関する教育の領域) (病弱者に関する教育の領域)

学則

別記様式第1（第8条関係）

誓 書	
私こと	
この度和歌山大学に入学を許可されました上は、大学学則並びに諸規則を守り、本学学生としての本分を全うすることを誓います。	
年 月 日	
	氏名 印
和歌山大学長	殿

別記様式第2（第102条関係）

シンボルマーク	第 号
修 了 証 書	
大学印	氏 名
	生年月日
本学〇〇〇専攻科〇〇〇専攻の課程を 修了したことを証する	
年 月 日	
和歌山大学長〇〇〇〇	印

和歌山大学学則（案）新旧対照表

新	旧																																	
和歌山大学学則	和歌山大学学則																																	
第1条～第50条（略）	第1条～第50条（略）																																	
（研究科，専攻及び課程）	（研究科，専攻及び課程）																																	
第51条 本学大学院に置く研究科，専攻及び課程は，次のとおりとする。	第51条 本学大学院に置く研究科，専攻及び課程は，次のとおりとする。																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>研究科名</th> <th>専攻名</th> <th>課程名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">教育学研究科</td> <td>学校教育専攻</td> <td rowspan="2">修士課程</td> </tr> <tr> <td>教科教育専攻</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">経済学研究科</td> <td>経済学専攻</td> <td rowspan="3">修士課程</td> </tr> <tr> <td>経営学専攻</td> </tr> <tr> <td>市場環境学専攻</td> </tr> <tr> <td>システム工学研究科</td> <td>システム工学専攻</td> <td>博士課程</td> </tr> <tr> <td>観光学研究科</td> <td>観光学専攻</td> <td>修士課程</td> </tr> </tbody> </table>	研究科名	専攻名	課程名	教育学研究科	学校教育専攻	修士課程	教科教育専攻	経済学研究科	経済学専攻	修士課程	経営学専攻	市場環境学専攻	システム工学研究科	システム工学専攻	博士課程	観光学研究科	観光学専攻	修士課程	<table border="1"> <thead> <tr> <th>研究科名</th> <th>専攻名</th> <th>課程名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">教育学研究科</td> <td>学校教育専攻</td> <td rowspan="2">修士課程</td> </tr> <tr> <td>教科教育専攻</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">経済学研究科</td> <td>経済学専攻</td> <td rowspan="3">修士課程</td> </tr> <tr> <td>経営学専攻</td> </tr> <tr> <td>市場環境学専攻</td> </tr> <tr> <td>システム工学研究科</td> <td>システム工学専攻</td> <td>博士課程</td> </tr> </tbody> </table>	研究科名	専攻名	課程名	教育学研究科	学校教育専攻	修士課程	教科教育専攻	経済学研究科	経済学専攻	修士課程	経営学専攻	市場環境学専攻	システム工学研究科	システム工学専攻	博士課程
研究科名	専攻名	課程名																																
教育学研究科	学校教育専攻	修士課程																																
	教科教育専攻																																	
経済学研究科	経済学専攻	修士課程																																
	経営学専攻																																	
	市場環境学専攻																																	
システム工学研究科	システム工学専攻	博士課程																																
観光学研究科	観光学専攻	修士課程																																
研究科名	専攻名	課程名																																
教育学研究科	学校教育専攻	修士課程																																
	教科教育専攻																																	
経済学研究科	経済学専攻	修士課程																																
	経営学専攻																																	
	市場環境学専攻																																	
システム工学研究科	システム工学専攻	博士課程																																
2 システム工学研究科に置く博士課程は，前期2年（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年（以下「博士後期課程」という。）に区分し，博士前期課程は，課程の修了要件，課程の修了者に対する学位の授与その他関連する規定の適用等において修士課程として取り扱うものとする。	2 システム工学研究科に置く博士課程は，前期2年（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年（以下「博士後期課程」という。）に区分し，博士前期課程は，課程の修了要件，課程の修了者に対する学位の授与その他関連する規定の適用等において修士課程として取り扱うものとする。																																	
第52条～第53条（略）	第52条～第53条（略）																																	
（入学定員及び収容定員）	（入学定員及び収容定員）																																	

第54条 研究科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程・博士前期課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
教育学研究科	学校教育専攻	12	24	—	—
	教科教育専攻	33	66		
	計	45	90		
経済学研究科	経済学専攻	19	38	—	—
	経営学専攻	13	26		
	市場環境学専攻	10	20		
	計	42	84		
システム工学研究科	システム工学専攻	129	258	8	24
観光学研究科	観光学専攻	5	10		
合計		221	442	8	24

第55条～第111条 (略)

附 則 (平成 年 月 日一部改正：法人和歌山大学規程第 号)

- 1 この改正学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第54条に定める収容定員は、同条の規定に関わらず、平成23年度は、次のとおりとする。

第54条 研究科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程・博士前期課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
教育学研究科	学校教育専攻	12	24	—	—
	教科教育専攻	33	66		
	計	45	90		
経済学研究科	経済学専攻	22	44	—	—
	経営学専攻	15	30		
	市場環境学専攻	10	20		
	計	47	94		
システム工学研究科	システム工学専攻	129	258	8	24
合計		221	442	8	24

第55条～第111条 (略)

研究科名	専攻名	平成 23 年度	
		修士課程・博士 前期課程	博士後期課 程
教育学研究 科	学校教育専攻	24	二
	教科教育専攻	66	
	計	90	
経済学研究 科	経済学専攻	41	二
	経営学専攻	28	
	市場環境学専 攻	20	
	計	89	
システム工 学研究科	システム工学 専攻	258	24
観光学研究 科	観光学専攻	5	二
合計		442	24

別表第 1～別表第 3 (略)

別記様式 1、別記様式 2 (略)

別表第 1～別表第 3 (略)

別記様式 1、別記様式 2 (略)

和歌山大学大学院観光学研究科規則（案）

制 定 平成 年 月 日

（趣旨）

第 1 条 和歌山大学大学院観光学研究科（以下「研究科」という。）に関する事項は、和歌山大学学則（以下「学則」という。）及び和歌山大学学位規程に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

（目的）

第 2 条 研究科は、観光まちづくり等に従事する理論的、実務的な教育を受けた専門的職業人の育成を主な目的とするとともに、この分野において高い専門知識を持ち、応用力、創造力そして人間性に富み、国際的視野で行動できる人材を育成することを目的とする。

（専攻）

第 3 条 研究科に次の専攻を置く

観光学専攻

（入学者の選考）

第 4 条 入学者の選考の方法、時期等は研究科会議が別に定める。

（指導教員）

第 5 条 研究指導のため、指導教員を置く。

2 指導教員は、研究科担当の教授又は准教授をもって充てる。

（授業科目及び単位）

第 6 条 研究科の授業科目及び単位数は、研究科会議が別に定める。

（修了要件）

第 7 条 学生は、研究科修士課程（以下「課程」という。）を修了するためには、学則第 5 6 条に規定された標準修業年限以上在学し、研究科会議が別に定める履修方法により 30 単位以上を修得しなければならない。

（単位の計算方法）

第 8 条 1 単位の授業科目は、45 時間の学修を必要とする内容をもって構成されるものとし、1 単位の授業科目に必要な授業時間数は、次の各号のとおりとする。

（1）講義及び演習は、15 時間

（2）実験、実習及び実技は、30 時間

2 前項の各号によりがたい場合は、研究科会議の議を経て研究科会議が別に定める。

（受講登録）

第 9 条 学生は、履修しようとする授業科目を、所定の期日までに、研究科長に届け出なければならない。

2 履修上必要なその他の届については、研究科会議が別に定める。

（他の大学院等における修得単位の取扱）

第 10 条 学則第 7 2 条及び第 8 2 条の規定により、修得した単位については、

研究科会議の承認を得て、合わせて10単位を限度として、課程修了に必要な単位数に算入することができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第11条 学則第74条の規定による単位の認定については、研究科会議の承認を得て行い、10単位を限度として、課程修了に必要な単位数に算入することができる。

(教育方法の特例)

第12条 研究科は、研究科会議において教育上特別な必要があると認めた場合は、夜間その他特定の時間又は時期における授業又は研究指導等を行うことができる。

2 教育方法の特例による履修方法については、研究科会議が別に定める。

(試験)

第13条 履修した各授業科目の合否は、試験又は研究報告等によって認定する。

2 疾病その他やむを得ない事由のため、受験できなかった者に対しては、研究科会議の議を経て追試験を行うことがある。

(成績)

第14条 授業科目の成績は、100点を満点とし、次のとおり区分する。ただし、評価をすることが困難な科目については、評価を「合」と表示し、単位を認定することができる。

- | | | |
|-----------|----|-----|
| (1) 90点以上 | A+ | 合格 |
| (2) 80点以上 | A | 合格 |
| (3) 70点以上 | B | 合格 |
| (4) 60点以上 | C | 合格 |
| (5) 60点未満 | | 不合格 |

(修士論文提出資格)

第15条 修士論文(特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ)は、修了に必要な単位数を修得又は修得見込みの者で、かつ、必要な研究指導を受けた者でなければ提出することができない。

(修士論文の審査及び最終試験)

第16条 学位規程第8条及び第9条に基づいて行われる修士論文の審査及び最終試験に関する事項は、研究科会議が別に定める。

(課程修了の認定)

第17条 課程修了の認定は、研究科会議の議を経て研究科長が行う。

(再入学及び転入学)

第18条 再入学及び転入学を許可された者の既修得単位は、研究科会議の承認を得て、課程修了に必要な単位数に算入することができる。

(特別研究学生)

第19条 他の大学院の学生で、研究科において研究指導を受けることを志願する者がある時は、当該大学院との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可す

ることがある。

2 前項の特別研究学生に関し必要な事項は、研究科会議が別に定める。

(特別聴講学生)

第20条 他の大学院の学生で、研究科の授業科目を履修することを志願する者がある時は、当該大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 前項の特別聴講学生に関し必要な事項は、研究科会議が別に定める。

(雑則)

第21条 この規則に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科会議が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

和歌山大学大学院観光学研究科会議規程（案）

制 定 平 成 年 月 日

（趣旨）

第1条 この規程は、国立大学法人和歌山大学大学院研究科運営規程第2条の規定に基づく和歌山大学大学院観光学研究科会議（以下「研究科会議」という。）に関し、必要な事項について定めるものとする。

（組織）

第2条 研究科会議は、次の者をもって組織する。

- （1） 研究科長
- （2） 研究科の授業科目担当の専任教授及び准教授

（審議事項）

第3条 研究科会議は、次の事項を審議する。

- （1） 研究科担当教員の選考に関すること。
- （2） 専攻課程の設置廃止に関すること。
- （3） 学生の入学・休学・退学等に関すること。
- （4） 修士課程修了の認定に関すること。
- （5） 学生の厚生補導に関すること。
- （6） 学位に関すること。
- （7） その他研究科の運営に関する重要事項。

（研究科長）

第4条 研究科長は、観光学部長をもって充てる。

（委員長）

第5条 研究科会議に委員長を置き、研究科長をもって充てる。

（議長）

第6条 委員長は、研究科会議を招集して、その議長となる。

2 委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

（議事）

第7条 研究科会議の成立には、委員の過半数の出席を必要とする。

2 議事は、出席委員の過半数によりこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、学位の授与に関しては、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

3 長期出張、休職及び病気休暇その他の事由により1か月以上不在の委員は、研究科会議の委員数に算入しない。

（委員以外の者の出席）

第8条 研究科会議は、必要に応じ委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

（雑則）

第9条 その他研究科会議に関し必要な事項は、研究科会議の議を経て研究科長

が定める。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。